

第 4 章 その他の運用等

第 6 建築基準法施行規則第 3 条の 2（計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更）

第 3 条の 2 <構造計算関係規定に関わる規定を抜粋する>

法第 6 条第 1 項（法第 87 条第 1 項において準用する場合を含む）の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものであって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。

- 一 省略
- 二 省略
- 三 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更（省略）
- 四 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更
- 五 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（省略）
- 六 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更（省略）
- 七 用途の変更（省略）
- 八 構造耐力上主要な部分であって、基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これらに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第 82 条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）
- 九 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更、強度又は耐力が減少する変更を除き、第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）
- 十 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分、壁又は手すり若しくは手すり壁の材料若しくは構造の変更（次号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更（間仕切壁にあっては主要構造部であるもの及び防火上主要なものを除く。）
- 十一 建築物の材料又は構造において、次の表の上欄に掲げる材料又は構造を同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更（第九号及び前号に係る部分の変更を除く。）
- 十二 省略
- 十三 開口部の位置及び大きさの変更（省略）
- 十四 省略
- 十五 建築設備の材料、位置又は能力の変更（性能が低下する材料の変更及び能力が減少する変更を除く）

1 平成 20 年 5 月 27 に公布・施行された施行規則第 3 条の 2 の改正について

本解説は先に公表を行った「構造審査・検査の運用解説（最終更新 平成 20 年 2 月 22 日）」の追補として関係機関の協力を得て作成を行った。

また、本改正に伴い、国土交通省住宅局建築指導課長より、(国住指第 858-1 「建築基準法施行規則の一部改正等について（技術的助言）」)が通知されており、本書はこのうち、構造関係規定について実務的な運用の解説を行ったものである。

本改正全般の内容については、技術的助言を参照されたい。

2 本解説で用いる用語について

- (1) 軽微な変更：施行規則第3条の2に規定する計画変更確認申請の手続きを要さない計画の変更をいう。
- (2) 判断：軽微な変更については、計画変更確認申請の手続きを要せず、原則は、設計者が法規定の解釈及び判断を行う必要があることから、本解説においては確認審査を対象とした「確認」ではなく、「判断」と記載している（一部、設計者が内容を“確認”する趣旨で「確認」を使っている部分はある）。また、この「判断」には、事前相談等における確認審査機関等の対応も含まれている。
- (3) 元確認：直前の建築確認（建築主事等に提出されたものをいい、その後の軽微な変更の内容を含めない）のことをいう。

3 軽微な変更の原則

以下に軽微な変更に該当するかどうかを判断する際の原則を示す。

- (1) 軽微な変更に該当するものは、全体の構造計算をやり直す必要がないものであること
改正された施行規則第3条の2及び技術的助言（国住指発第858号-1号）の構造関係規定に関する部分については、第八号はいわゆる2次部材に限定して許容応力度計算による検証が認められていること、第九号は（ ）書きにおいて建築材料に変更がなく（つまり、構造の種別に変更がなく）強度及び耐力が増加する変更のみが規定されており、それ以外の構造計算を含む建築基準関係規定の変更は認められていないこと、技術的助言の「2. 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更について」において、「材料又は構造の変更によって強度及び耐力以外の剛性、剛域その他の構造計算の結果に影響を及ぼす数値の変更が生ずる場合・・・は、本号には該当しない。」とされていることから、原則全体の構造計算をやり直す場合は軽微な変更としては認められないものと考えられる（一部の部材の変更を一貫構造計算プログラムに入力して再計算を行い、法適合性の検証を行う方法も認められていない）。よって、全体の構造計算をやり直さざるを得ないような変更は、計画変更確認申請を要することを厳に留意する必要がある。
- (2) 軽微な変更は建築基準関係規定に明らかに適合する範囲におけるものであること
軽微な変更は、計画変更確認申請を要しない手続きであることから、元確認の添付図書を大きく差し替える必要がなく、かつ中間検査及び完了検査時の「確認以降の軽微な変更の概要」に記載された内容により容易に判断が行え、当該変更に伴う法規定の再審査を要しない場合において、申請者（設計者等）の責任により変更を行うものであり、法の趣旨からも、「軽微な変更」＝「計画変更確認申請を要しない」とは、審査を省略しても法令上問題のない範囲で用いられなければならない。従って、(1)に記載したとおり、元確認の図書と照らして、当該変更について改めて構造計算を行わなければ「法令に適合すること」及び「危険の度が高くないもの」と判断できない場合及び変更に伴う構造計算書の内容について詳細な審査を要する場合には、計画変更確認申請を要する（このような変更は「危険の度が高くない判断が不明なもの」として扱う）。
- (3) 施行規則第3条の2各項各号に掲げられていないものは軽微な変更には該当しないこと
言うまでもないが、施行規則第3条の2は、各項各号に掲げられたもの“のみ”、「危険の度が高くないもの」を軽微な変更として扱うことが規定されている。
このため、各号に規定されていない変更については、「危険の度が高くないもの」であっても計画変更確認申請を要することとなる。
例)
構造計算規定については各号に掲げられていないため、仮に「危険の度が高くないもの」でもあっても元確認の構造計算規定が変わる場合には計画変更確認申請を要する（変更に伴い、改めて構造計算を行わなければ当該規定の確認が不明な場合も計画変更申請を要する。）。

計画変更確認申請を要する例をあげる。

また、各号の変更に伴い、各号に掲げられていない変更が生じる場合には、計画変更確認申請を要する（ある計画の変更があった場合、当該変更の内容に係る全ての号に規定する内容に該当し、かつ、当該変更の内容が危険の度が高くないものであるかどうかを判断し、計画変更確認申請の要否を判断する必要がある。）。

例)

第三号の高さが減少する変更に伴い建築基準関係規定のチェックを行い、第三号以外の規定において軽微な変更とならない変更が生じる場合（構造関係規定については、第八号から第九号以外の変更が生じる場合）には、計画変更確認申請を要することとなる。

(4) 変更の内容が建築基準関係規定に関わらない場合は軽微な変更にも該当しないこと

変更の内容が建築基準関係規定に係らない変更である場合には、計画の変更に係る確認審査の対象外である。したがって、中間検査又は完了検査（以下「検査」という。）の申請書の「軽微な変更の概要」の記載も要しない（技術的助言 国住指第 3110 号 平成 19 年 11 月 14 日）。

(5) 元確認に対して「危険の度が高くないもの」であること

軽微な変更該当する場合は、少なくとも施行規則第 3 条の 2 の各項各号に掲げる変更であって、かつ、「安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないもの（以下、「危険の度が高くないもの」という。）」である必要がある。この場合の構造関係規定に係る「危険の度が高くないもの」の判断については以下の例によるが、これらに掲げるものの他、個別の建築計画に応じて適切に判断すること。

① 荷重の変更については、元確認の構造計算における「荷重」の範囲内での変更とする。

例：積載荷重の範囲内での設備機器等の位置の変更

② 各部材の強度、耐力等が減少しないこと。

③ 各部材の断面算定の検定比が危険側にならないこと。ただし、適切な方法で安全であることが判断できたものを除く。

(6) 軽微な変更は元確認に対する変更であること

軽微な変更は、元確認に対して判断を行う必要がある。複数回を重ねて軽微な変更が行われ、結果として全体の構造計算を行わなければ危険の度が高くなるかどうかの判断ができない場合には、計画変更申請を要する。

(7) 軽微な変更に係る審査は中間検査時及び完了検査時に行うこと

「軽微な変更」として扱った変更については、中間検査申請時及び完了検査申請時の申請書の「確認以降の軽微な変更の概要」に「変更された設計図書の種類」及び「変更の概要」が記載されていること、当該変更の内容が計画変更確認申請を要しないことを確認すること。

なお、技術的助言 国住指第 3110 号（建築基準法施行規則の一部改正等について）の「第 2 建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更について（施行規則第 3 条の 2 関係）」では、「構造計算適合性判定を要する建築物の計画について、計画の変更に伴い構造計算を行う場合にあっては、必要に応じ、指定構造計算適合性判定機関その他の適切な第三者機関により当該構造計算の内容について確かめられた旨」を記載することとされているが、第八号から第十号までの構造関係規定の軽微な変更については、(1)に記載したとおり原則、全体の構造計算をやり直すような変更は該当しないため、上記の記載は必要ない。

また、「確認以降の軽微な変更の概要」において、建築主事等の求めに応じて当該変更に関して部分的に検証を行った図書（構造計算書と同等の図書）を添付する場合には、建築士法第 20 条に規定される「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」の添付は要しない。

技術的助言 国住指第 3110 号（建築基準法施行規則の一部改正等について）〈抜粋〉

第 2 建築物の計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更について（規則第 3 条の 2 関係）

軽微な変更該当するものとして建築確認手続きを行わなかった計画の変更については、検査の申請書の第三面に軽微な変更の概要（安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないことが確かめられた旨（構造計算適合性判定を要する建築物の計画について、計画の変更に伴い構造計算を行う場合にあつては、必要に応じ、指定構造計算適合性判定機関その他の適切な第三者機関により当該構造計算の内容について確かめられた旨を含む。）の図書の内容を含む。）を記載することとなるが、当該記載内容に基づき、建築基準関係規定に適合していることを適切に確認することとなる。

(8) その他

軽微な変更を計画変更確認申請を要する変更と合わせて、計画変更確認申請の図書に記載して変更を行うことは可能であること。

4 建築物の「軽微な変更」の規定の解説（施行規則第 3 条の 2 第 1 項）

(1) 第八号から第十号まで（構造関係規定の変更）の軽微な変更の扱い

- ・ 構造関係規定における軽微な変更の全般については、「3 軽微な変更の原則」により、ここでは各号の解説を行う。
- ・ 第八号から第十号までの規定においては、元確認の計画に係る構造関係規定に照らして、ここで規定される事項の変更のみ「軽微な変更」で扱うものである。各号に規定される構造部材ごとに、法第 20 条の構造関係規定のうち軽微な変更で扱うことができる条件（第八号の構造部材については令第 82 条各号の構造計算のみ変更ができること等）や制限される条件（第九号においては、建築材料の変更がないことや、強度又は耐力のみの変更が認められていること等）等が規定されていることに注意を要する。
- ・ 第八号から第十号までに掲げる内容に該当する変更があった場合、関係する全ての号に規定する内容に該当し、かつ、当該変更の内容が危険の度が高くないものであるかどうかを判断し、計画変更確認申請の要否を判断する必要がある。

① 第八号（構造耐力関係）

第八号に該当する部分は、施行規則第 1 条の 3 表 3 の構造計算書において構造計算が行われる通称として 2 次部材と言われるものである。これらの部材の構造計算は、全体架構の構造計算とは別にその部分ごとに許容応力度計算を行う部分（建築確認申請上、保有水平耐力計算を要する場合でも、許容応力度計算のみでよいとされている部分）であり、施工上においても変更が多いため、元確認の設計方法に従った範囲の変更であれば、当該部材及び当該部材が取り付く部材の範囲において安全性が確認できれば同号に該当するものとされた。よって、当該変更においては、構造計算方法やモデル化等を変えるものでないこと、第八号に伴い第九号等において計画変更確認申請を要する変更が生じないこと等を慎重に判断をする必要がある。

本規定については、条文の（ ）内において「令第 82 条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。」とされており、これは元確認の計画に対して、法第 20 条の規定のうち、令第 82 条各号の構造計算以外の変更を軽微な変更で扱うことを認めず、当該部材及び当該部材が取り付く部材の許容応力度計算の余力又はあらかじめの検討の範囲内である場合に限り第八号に該当するものとしたものである。よって、第八号に掲げる変更に伴い、令第 82 条各号の規定以外の仕様規定や構造計算の影響が考えられる場合には、元確認の内容が変わらな

いことの検証の判断を要する。

本規定において「部材以外に応力度の変更がない」については、例えば、小ばりの位置の変更においては、本規定により大ばりへの応力が大きくなることが許容され、かつ第九号により大ばりの部材の変更等も認められる。

なお、第八号に列挙される部材については、合わせて第九号の規定も適用できる。

<基礎ぐい、間柱、床版、屋根版、横架材（小ばり等）に適用できる軽微な変更>

- ・位置の変更 ← 第八号
- ・材料の変更 } 第九号
- ・構造の変更 }

以下に第八号に該当するかどうかの判断事項の例を示す。

※ 下記の第八号に列挙されている部材：基礎ぐい、間柱、床版、屋根版、横架材（小ばり等）
ア 変更に係る部材が、第八号に列挙されている部材であること。

イ 変更後における変更に係る部材と変更に係る部材に接する部材（第八号に列挙されている部材が取り付く部材）が、令第 82 条各号の規定を満たすこと（これに伴い、第九号において構造部材の変更は認められる。）。

○ 変更に係る部材に接する部材の例

- ・基礎ぐい : 基礎ぐいが取り付くフーチング及び基礎ばり
(マットスラブの場合は床版)
- ・間柱 : 間柱が取り付く大ばり
- ・床版・屋根版 : 大ばり、小ばり
- ・横架材（小ばり等） : 大ばり、床

ウ 変更に係る部材と変更に係る部材に接する部材以外の部材について、「応力度の変更がない」こと。

検証方法として、柱の部材応力の余力と大ばりの部材応力の余力を確認し、小ばりの位置を移動した場合に、その結果として大ばりに生じる応力が先の柱の部材応力の余力の範囲内であることを判断する方法等が考えられる。

○ この場合の例を以下に掲げる。

- ・ 小ばりの位置の変更に伴い、床版の構造の変更がないこと及び大ばりの断面に変更が生じないこと、柱の応力度の余力の範囲内であることを判断する。

② 第九号（構造耐力関係）

第九号は、施行規則第 1 条の 3 表 3 の構造計算書において構造計算が行われる令第 2 条第三号に規定される構造耐力上主要な部分の構造部材について、建築材料における構造種別の変更が伴わず、強度又は耐力が減少しないものについては軽微な変更で扱うこととされた。これは、柱やはり、耐力壁等において、施工上等の一部分のやむを得ない変更については軽微な変更とする規定である。

第九号の規定においては、法第 20 条の規定のうち「強度又は耐力」の変更のみが認められており、元確認の構造計算書の内容に照らして、「強度又は耐力」以外の変更を軽微な変更で扱うことは認められていない。また、「強度又は耐力」の変更は、当然、構造計算に影響されるが、法第 20 条の構造規定の変更が認められていないことから、元確認の構造計算書に照らして、構造計算方法等やモデル化の見直しや架構全体の構造計算をやり直すことなく、かつ「危険の度が高くなるもの」と判断できる場合において、軽微な変更で扱うこととされたことに注意を要する。

構造計算方法等やモデル化の見直しや架構全体の構造計算をやり直す場合は、法令の趣旨からも建築主事等及び構造計算適合性判定による審査をあらためて受ける必要があることから計画変更確認申請を要するものであることは言うまでもない。

以下に第九号に該当するかどうかの判断事項の例を示す。

ア 構造耐力上主要な部分である「部材の材料又は構造」の変更が構造種別の変更を伴っていないこと。

- ・ 本規定の「建築材料」は、法第 37 条の条文に規定される「木材」、「鋼材」、「コンクリート」、「その他の建築材料」を指しており、つまり木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の構造種別のこといい、構造種別に変更がない場合において、「危険の度が高くないもの」は、第九号に該当する。

○ 軽微な変更で扱えるケース

- ・ コンクリートの設計基準強度 $F_c=30N$ （確認済証交付時）を $F_c=33N$ に変更
- ・ 鉄骨の SS400 材（確認済証交付時）を SN400 材に変更（逆の場合は、幅厚比の制限が厳しくなるため注意が必要である。）

イ 構造耐力上主要な部分である「部材の材料又は構造」の変更により当該部材の強度又は耐力が減少しないこと。

- ・ 本規定においては、構造耐力上主要な部分である部材の構造（以下「構造部材という。」）の変更である「部材断面寸法の変更」や「配筋等の配置の変更」、「第十五号の設備等の変更に伴う開口部の変更」に対して、強度又は耐力が減少しない条件が付加されている。
- ・ 「強度又は耐力」を上げて、「断面を小さくする＝危険の度が高くなる」ことは認められていないため、これらの組み合わせに注意を要する。
- ・ 「強度又は耐力」は、当然、構造計算において方向別に判断を行うこととなる。
例えば、柱の X 方向の主筋本数を減らして、Y 方向の主筋本数を増やす（柱の全主筋本数は同じ場合）場合は、認められない。

○ 軽微な変更について慎重な判断を要するケース

- ・ 大ばりに、開口を設ける場合に、強度又は耐力が減少しないこと。
保有水平耐力計算において、鉄筋コンクリート造の大ばりの塑性ヒンジ領域に開口を設ける場合は、耐力が同等になるように開口補強を設けて、全体の構造計算をやり直すことなく、崩壊メカニズムが変わらないことの判断を要する。

③ 第十号（構造耐力関係）

第十号は、施行規則第 1 条の 3 表 2 の法第 20 条が適用される建築物の図書（構造詳細図等）の明示すべき事項において、構造耐力上主要な部分以外の法令に規定される建築物に取り付く部分等に対する規定であり、これらの部材は、建築確認申請時には具体的な材料や構造方法、位置を確定することが困難なため「仕様等」を明示し、施工の段階で確定されたものに変更されることが多いものである。

また、実務上これらの部分は、メーカーの製品等が多く、建築確認申請の審査時には、建築基準法において規定される性能が確保されていることが確認されている。そのため、「材料」「構造」「位置」の「危険の度が高くないもの」への当該部分の変更については軽微な変更で扱い、検査申請書の「確認以降の軽微な変更の概要」において、その変更の内容を記載することとされた。

ただし、これらの変更に伴う荷重や応力等の影響については、「危険の度が高くないもの」かどうかを判断しなければならない（元確認の計画に照らして、あらかじめ考慮された範囲の変更であれば計画変更確認申請は必要ない。）。

以下に第十号に該当するかどうかの判断事項の例を示す。

- ア 以下のイからエにおける「材料」若しくは「構造」又は「位置」の変更に該当すること。
- ・ 材料
第十号は、「構造耐力上主要な部分以外の部分」の建築物に用いられる全般の「材料」を対象としている。
 - ・ 構造
「構造耐力上主要な部分以外の部分」の「構造」については、これらの部分自体の許容応力度計算等は要しない。
 - ・ 位置
位置の変更に伴い、建築物に取り付く部分の応力等の影響を確認する必要がある。
- イ 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分については、令第 39 条及び第 82 条の 4 に適合していること。
- ・ 屋根ふき材等において令第 82 条の 4 に規定されるものについては、施行規則 1 条の 3 表 3 により、建築確認申請時に構造計算書の添付を要する。この場合には、これらの規定においても「危険の度が高くないもの」である判断を行う必要がある。
 - ・ 令第 82 条の 4 に規定されるもの以外の屋根ふき材等及び内装材、外装材については、その部分及び建築物との接合部の仕様等において軽微な変更かどうかの判断を行う。
 - ・ 帳壁等において、鉄骨造の場合に令第 82 条の 2（層間変形角）の検討を要する場合は、この規定においても「危険の度が高くないもの」である判断を行う必要がある。
- ウ 広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの若しくは当該取り付け部分については、令第 39 条に適合していること。
- ・ 広告塔、装飾塔その他（以下「広告塔等」という。）においては、法第 88 条（工作物）の建築確認申請を要するものに該当するものと、申請を要しないものに仕分けられる。工作物に該当するものの変更については、施行規則第 3 条の 2 第 3 項により扱われる。また、これ以外の広告塔等の変更については、施行規則第 1 条の 3 表 2 の規定において明示すべき事項において軽微な変更かどうかの判断を行う。
 - ・ 平 19 国交告第 592 号第 2 第三号ハに該当する場合には、当該規定についても「危険の度が高くないもの」であることの判断を要する。
- エ 壁又は手すり若しくは手すり壁については、令第 60 条の規定に適合していること。
- オ 元確認で見込んでいた荷重の範囲内であること。
- ・ 本規定の「壁」は、構造耐力上主要な部分以外の部分である。これらの壁は一般的に荷重等のみを構造計算で考慮し、剛性等の影響はないものとして扱われる。よって、元確認の計画の余力やあらかじめ見込まれた荷重の範囲内で変更されるものについては、「危険の度が高くないもの」として軽微な変更で扱う。
 - ・ 鉄筋コンクリート造等の壁においても、令第 1 条第三号に規定されるとおり、「建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの」ではない「壁」の変更も第十号の対象となる。

(2) 第八号から第十号まで以外（構造関係規定以外）の軽微な変更に伴う構造関係規定の扱い

第八号から第十号まで以外の規定の軽微な変更（意匠・設備関係）の判断においては、構造関係規定についても「危険の度が高くないもの」であることを確かめ、判断を行う必要がある。こ

の場合、構造関係規定の変更は、第八号から第十号に規定される変更以外は認められていない。

例として、第三号の「高さが減少」については、建物の固有周期が短くなることに伴う地震力の増大が生じる場合や設計用せん断力が大きくなる柱の長さの変更等は認められない。そのため、高さが減少する場合には第八号から第十号以外のこれらの変更が伴わず、かつ法第 20 条の構造関係規定について「危険の度が高くないもの」であることを判断する必要がある。

以下に、第八号から第十号まで以外の意匠・設備関係の軽微な変更に伴う構造関係規定の留意事項を解説する。

① 建築物の高さが減少する場合における建築物の高さの変更（第三号）

一般的には、階高の変更に伴い、高さが増える場合が多い。

例： パラペット・屋上突出物の高さ、階高、地盤面（以下「GL」という。）の変更に伴う高さの変更（平均GL算定による高さの変更など）等

○ 軽微な変更では扱えないケース

- ・ 階高の変更 等

建築確認申請において構造計算書の添付が必要となる場合には、階高が低くなると柱の長さが短くなることにより設計用せん断力が大きくなる（危険の度が高くなる）ため、このような場合は軽微な変更では扱うことはできない。

○ 軽微な変更で扱えるケース

- ・ GLの変更に伴う高さの変更

建築物の構造計算が変わらず、GLの変更に伴い建築物の高さが変わる場合

ただし、土圧等の外力の大きさについては、あらかじめ検討されている範囲内である必要がある（なお、外力が大きくなる場合は、危険の度が高くなるものとなるため軽微な変更では扱えない。）。

- ・ パラペット・屋上突出物の高さの変更

設計用一次固有周期の影響がないと判断できる場合に限る。

② 建築物の階数が減少する場合における建築物の階数の変更（第四号）

構造計画上、整形な建物において最上階全体が減少した場合には安全側と判断されるケースが多いが、下記を踏まえて軽微な変更の判断は慎重に行う必要がある。

例： ある階全体がなくなる場合の階数の変更等

○ 軽微な変更では扱えないケース

- ・ 全体の構造計算に影響がある場合

第九号では構造計算関係規定の変更が認められていないため、セットバックをしている建築物や階となる塔屋等がある場合などでは、当該階を取り除くと偏心率・剛性率の計算に影響が考えられ、この場合にはあらかじめ構造計算を行わなければ法令に適合するかどうか及び有害の度が高くないことの判断ができない。

- ・ スキップフロアを有する建築物や部分的に階を有する建築物 等

全体の構造計算及び A_i 分布等の影響から、あらかじめ構造計算を行わなければ法令に適合するかどうか及び有害の度が高くないことの判断ができない。

○ 軽微な変更で扱えるケース

- ・ ある階全体がなくなる場合の階数の変更

法第 20 条第三号及び第四号の建築物等において、偏心率・剛性率の構造計算が法令上要求されておらず、かつ元確認の計画に照らして、各部材の応力度等について「危険の度が高くないもの」と判断できる場合。

③ 建築面積が減少する場合における建築面積の変更（第五号）

建築面積の変更は、構造耐力上主要な部分の変更が伴うものと構造耐力上主要な部分の変更を伴わない建築面積算定上の変更がある。構造耐力上主要な部分の変更が伴う場合は、第八号及び

第九号に該当する変更に限られる他、「危険の度が高くないもの」と判断できる場合に限られる。また、全体の構造計算に影響を及ぼす場合は軽微な変更には該当しないので注意を要する。

例： 建築物の一部を減築する場合の建築面積の変更等

- 軽微な変更では扱えないケース
 - ・ 全体の構造計算に影響がある場合
 - ・ 建築面積の変更に伴い各部材の応力度が増加する場合 等
- 軽微な変更で扱えるケース
 - ・ 建築物の一部を減築する場合の建築面積の変更
法第 20 条第三号又は第四号の建築物等において、偏心率・剛性率の構造計算が法令上要求されておらず、かつ元確認の計画に照らして、各部材の応力度等について「危険の度が高くないもの」と判断できる場合。
 - ・ 構造計算が伴わない、法令上の建築面積算定上の変更

④ 床面積の合計が減少する場合における床面積の変更（第六号）

床面積の変更は、構造耐力上主要な部分の変更が伴うものと構造耐力上主要な部分の変更を伴わないデッドスペース等の床面積算定上の変更がある。構造耐力上主要な部分の変更が伴う場合は、第八号及び第九号に該当する変更に限られる他、「危険の度が高くないもの」と判断できる場合に限られる。また、全体の構造計算に影響を及ぼす場合は軽微な変更には該当しないので注意を要する。

また、平 19 国交告第 593 号の鉄骨造は延床面積によって法第 20 条第二号に該当するかどうかが変わってくるなど、令第 81 条に規定する構造計算の基準の適用と関係する床面積の規定があることに注意を要する（床面積が減少しても元確認で行っていたルートの変更を変えなければ良い。例として延床面積が 600 m²→400 m²となってもルート 2 で構造計算を行うなど）。

例： 建築物の一部を減築する場合の床面積、床に開口を大きくする場合又は新たに吹き抜けを設ける場合の床面積、用途変更に伴う床面積の変更等

- 軽微な変更では扱えないケース
 - ・ 面積の変更に伴い各部材の応力度が増加する場合（床の開口補強の変更は除く）
 - ・ 偏心率・剛性率の計算に影響があると判断される場合
 - ・ 剛床仮定が成立していたものが、成立しなくなる場合 等
- 軽微な変更で扱えるケース
 - ・ 建築物の一部を減築する場合の床面積の変更
法第 20 条第三号又は第四号の建築物等において、偏心率・剛性率の構造計算が法令上要求されておらず、かつ元確認の計画に照らして、各部材の応力度等について「危険の度が高くないもの」と判断できる場合。
 - ・ 床に開口を大きくする場合又は新たに吹き抜けを設ける場合の床面積の変更
剛床仮定等が変わらない場合であって、かつ、第九号に掲げる内容に該当するものとして当該床版の開口補強を適切に行っている場合に限る。なお、これにより全体の構造計算に影響を及ぼす場合は軽微な変更には該当しないので注意を要する。
 - ・ 用途変更に伴う床面積の変更
第七号に掲げる内容に該当し、かつ、用途変更に伴い積載荷重が増加しない場合等「危険の度が高くないもの」と判断できる場合。

⑤ 用途の変更（第七号）

室の用途については積載荷重の変更が伴うが、元確認の構造計算書に記載される積載荷重の範囲内での変更（危険の度が高くないもの）は、軽微な変更で扱う。

元確認の計画に対して積載荷重が増加する場合は、第八号から第十号の規定において、荷重の増加は認められていない（令第 85 条の計算規定の変更は認められていない）ため、計画変更確認申請を要する。

⑥ 材料又は構造（防火・耐火、シックハウス）の変更（第十一号）

元確認の構造計算書に記載される固定荷重の範囲内での防耐火及びシックハウス材料及び構造の変更（第十一号の表に規定される変更）は、軽微な変更で扱う。

また、鉄筋コンクリート造の壁など、剛性等（主として剛性率及び偏心率への影響がある場合）や鉄骨造の層間変形角の計算に影響があると判断される場合には、全体の構造計算を見直す必要があるため、計画変更確認申請を要する。

⑦ 開口部の位置及び大きさの変更（第十三号）

元確認の構造計算の固定荷重及び積載荷重（床の開口の変更に伴い積載荷重が変更となる）等の範囲内での変更は、軽微な変更で扱う。

開口部においては、防火上の開口及び設備開口等の変更に伴い、それらの構造耐力上主要な部分の材料又は構造への影響がある。この場合には、第九号に掲げる内容に該当するかどうかの判断が必要となる。特に耐力壁の開口部の変更については、平 19 国交告第 594 号第 1 の規定について慎重な判断を要する。

⑧ 天井の高さの変更（第十四号）

階高の変更が伴う場合は、前述の第三号の解説を参考に軽微な変更の判断を行う。

⑨ 建築設備の変更（第十五号）

第十五号の規定（設備関係）の軽微な変更について、「危険の度が高くないもの」を軽微な変更で扱う。この場合、第八号から第十号までに規定される変更以外の構造関係規定の変更が伴う場合には、計画変更確認申請を要する。

5 法第 88 条第一項において準用する工作物の軽微な変更について（施行規則第 3 条の 2 第 3 項）

3 法第 88 条第一項において準用する法第 6 条第 1 項の軽微な変更は、次に掲げるものであって、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものとする。

- 一 第 3 条第 1 項の表 1 の配置図における当該工作物の位置の変更
- 二 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は横架材（小ばりその他これらに類するものに限る。）の位置の変更（変更に係る部材及び当該部材に接する部材以外に応力度の変更がない場合であって、変更に係る部材及び当該部材に接する部材が令第 82 条各号に規定する構造計算によって確かめられる安全性を有するものに限る。）
- 三 構造耐力上主要な部分である部材の材料又は構造の変更（変更後の建築材料が変更前の建築材料と異なる変更、強度又は耐力が減少する変更を除き、第 1 項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）
- 四 構造耐力上主要な部分以外の部分であって、屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する工作物の部分、広告塔、装飾塔その他工作物の屋外に取り付けるものの材料若しくは構造の変更（第 1 項第十一号の表の上欄に掲げる材料又は構造を変更する場合にあっては、同表の下欄に掲げる材料又は構造とする変更に限る。）又は位置の変更
- 五 省略

(1) 工作物の軽微な変更の解説

- ・ 工作物においては、施行規則第 3 条の 2 第 3 項第一号の配置図における位置の変更を除き、同条第二号から第三号までの規定の解釈や軽微な変更の扱いについては、同条第 1 項第八号から第十号までに掲げる建築物に対する軽微な変更の解説を参照する。
- ・ 工作物及び工作物の部分においては、元確認の計画に照らして各構造部材が第二号又は第三号のどれに該当するかを適切に判断する。

建築物における基礎ぐい、間柱、床版、屋根版又は小ばり等に該当する工作物の部分については、全体の構造計算が変わらない範囲であれば、当該部材の位置の変更に伴うその部材及び当該部材が取り付く部材の許容応力度計算の余力の範囲内である場合に限り第八号に該当する。

第四号の広告塔、装飾塔は、当該申請を要する工作物の上部に、工作物の確認申請を要しない工作物等が設置される場合を指している（例として、高さ 8 m を超える高架水槽の上に、高さが 2 m の広告塔を設ける場合の広告塔の部分）。

(2) 工作物に関わる各号の規定

- ① 第一号
 - ・ 配置図における位置の変更
- ② 第二号
 - ・ 構造耐力上主要な部分である基礎ぐい、床版、横架材の位置の変更
 - ・ 「令第 82 条各号に規定する構造計算」については、平 12 建告第 1449 号により判断することとよい。
- ③ 第三号
 - ・ 構造耐力上主要な部分の材料又は構造の変更（指定建築材料の変更がなく、強度又は耐力が減少しない変更）
- ④ 第四号
 - ・ 構造耐力上主要な部分以外の部分である広告塔、装飾塔の材料、構造、位置の変更

6 軽微な変更の要否等の相談

- (1) 軽微な変更該当するか否かについては、建築主事等が判断し、また事前相談の対応を行う。
- (2) 原則として、建築主事等において構造計算適合性判定の判断を要する変更は、計画変更確認申請を要する（軽微ではない）。しかしながら、建築基準関係規定の不明確な部分などにおいて、構造計算適合性判定の判断を求めなければ判断ができない場合においては、建築主事等を介して当該建築確認申請の判定を行った構造計算適合性判定機関に相談を行う。

7 相談等における留意事項

- (1) 事前相談の対応を行う場合には、軽微な変更となるかどうかの判断ができる具体的な資料の提出を受け、それらの相談経過及び対応を記録することが望ましい。
- (2) 完了検査以外において、軽微な変更として判断した計画と違う計画で施工され、結果として法令の適合性に疑義が生じた場合（軽微な変更ではない場合）には計画変更申請により法令の適合性を判断し、法令に適合しない場合には特定行政庁にその旨を報告する。
なお、完了検査後においては、変更後の計画において法令に適合するかどうかの検査を行う。この場合、確認審査等に関する指針（告示）においては、完了検査後の計画変更確認申請は認められていないが、当該申請が取り下げられた場合には、完了申請前の扱いとなり、計画変更申請を行うことができる。

8 第八号から第十号の軽微な変更の事例

軽微な変更の事例については、現在検討中につき、今後掲載予定。